

○内閣府令第八号

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十三条第一項第三号の規定を実施するため、国家公務員体育センターの管理運営等に関する内閣府令を廃止する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

国家公務員体育センターの管理運営等に関する内閣府令を廃止する内閣府令

国家公務員体育センターの管理運営等に関する内閣府令（昭和五十年総理府令第六十五号）は、廃止する。

附 則

この府令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。